

# 第4編 介護保険

## ・ 後期高齢者医療

第1章 介護保険	167
第2章 後期高齢者医療	185

### 凡 例

1. 各事業名横の（ ）書きは、事業開始年月、負担割合、2年度予算額を記載

# 第1章 介護保険

## 1 介護保険事業計画

「鹿児島市介護保険事業計画」は、本市の介護保険事業を円滑に実施するため本市の高齢者等の現状やニーズを踏まえ、要介護者等の人数や介護保険の給付対象となるサービスの種類、見込量や介護保険の事業費の見込みなどを内容とするものであり、「高齢者保健福祉計画」と共通する事項が多く、また連携して事業を行い、調和を保つ必要があることから「鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」として一体的に策定することとなっている。

なお、本計画は3年ごとに見直しを行うこととなっており、平成30年2月に平成30年度から令和2年度までを計画期間とする第7期計画を策定した。

## 2 介護保険制度概要（制度開始 平成12年4月）

加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

### (1) 被保険者

- ① 第1号被保険者・・・65歳以上の者
- ② 第2号被保険者・・・40歳以上65歳未満で医療保険に加入している者

### (2) サービスの受給

要介護・要支援の認定を受け、その認定の状態区分により1ヵ月に利用できる限度額の範囲の中でサービスを受給する。

### (3) 保険給付の内容

- ① 居宅（介護予防）サービス等  
訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導、通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護、（介護予防）福祉用具貸与、（介護予防）福祉用具購入費の支給、（介護予防）住宅改修費の支給、介護予防支援、居宅介護支援
- ② 施設サービス  
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院
- ③ 地域密着型（介護予防）サービス  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護
- ④ サービス費の支給  
高額介護（予防）サービス費、高額医療合算介護（予防）サービス費、特定入所者介護（予防）サービス費

#### (4) 保険料

- ① 第1号被保険者の保険料は、保険者である市が決定し、徴収する。
- ② 第2号被保険者の保険料相当額は、医療保険の保険者が保険料（税）と一体のものとして決定し、徴収する。

#### (5) 自己負担

原則として、利用したサービスに係る費用の1割～3割を利用者が負担する。施設サービスを利用した場合は、他に食費及び居住費についても利用者が負担する。

### 3 要介護・要支援の認定

《目的》

被保険者が保険給付を受けるために、介護を必要とする程度を認定する。

《概要》

- ①被保険者の申請をうけて、②被保険者の心身の状況を訪問して調査するとともに、主治医から意見書を徴し、③調査結果及び主治医意見書に基づき介護認定審査会で審査・判定を行い、④審査・判定結果に基づき市が認定を行う。

《介護認定審査会審査判定状況》

(単位：件)

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
申請件数	31,016	32,409	33,453	31,338	29,063
審査判定	29,787	31,557	32,126	30,719	28,461

《要介護度別認定者数》

(各年度3月31日現在) (単位：人)

年度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
27	4,382	5,242	6,820	4,215	3,591	3,311	3,465	31,026
28	4,654	5,221	6,950	4,361	3,695	3,447	3,529	31,857
29	5,224	5,095	7,276	4,306	3,788	3,574	3,430	32,693
30	5,639	5,292	7,446	4,237	3,998	3,712	3,417	33,741
元	5,525	5,062	7,665	4,381	3,945	3,918	3,442	33,938

#### 4 介護保険料の賦課・徴収

本市の介護保険サービスの財源とするため、第1号被保険者に介護保険料を賦課し、徴収する。

##### (1) 保険料

所得段階	対象者及び保険料の計算方法	保険料（年額）			
		12年度	13年度	14年度	15～17年度
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の人または生活保護受給者 (基準額×0.5)	4,800円	14,600円	19,500円	22,600円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税の人 (基準額×0.75)	7,200円	21,900円	29,200円	33,900円
第3段階	世帯内に市町村民税課税の人がいるが、本人は市町村民税非課税の人 (基準額×1)	9,700円	29,200円	39,000円	45,300円
第4段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が(*)200万円未満の人 (基準額×1.25)	12,100円	36,500円	48,700円	56,600円
第5段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が(*)200万円以上の人 (基準額×1.5)	14,500円	43,800円	58,500円	67,900円

\* 但し、12～14年度は合計所得金額が250万円

所得段階	対象者及び保険料の計算方法	保険料（年額）	
		18～20年度	21～23年度
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の人または生活保護受給者 (基準額×0.5)	24,400円	24,400円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人 (基準額×0.5)	24,400円	24,400円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で第2段階対象者以外の人 (基準額×0.75)	36,600円	36,600円
第4段階	世帯内には市町村民税課税の人がいるが、本人は市町村民税非課税の人 (基準額×1)	48,800円	48,800円
第5段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円未満の人 (基準額×1.25)	61,000円	61,000円
第6段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が(*)200万円以上400万円未満の人 (基準額×1.5)	73,200円	73,200円
第7段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が400万円以上の人 (基準額×1.75)	—	85,400円

\* 但し、18～20年度は合計所得金額が200万円以上の人

所得段階	対象者及び保険料の計算方法	保険料（年額）
		24～26年度
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の人または生活保護受給者等 (基準額×0.5)	29,200円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円以下の人(基準額×0.5)	29,200円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で第2段階対象者以外の人 (基準額×0.75)	43,800円
第4段階	世帯内には市町村民税課税の人がいるが、本人は市町村民税非課税の人 (基準額×1)	58,400円
第5段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が125万円未満の人 (基準額×1.25)	73,000円
第6段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満の人 (基準額×1.3)	76,000円
第7段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円以上400万円未満の人 (基準額×1.58)	92,300円
第8段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満の人 (基準額×1.85)	108,100円
第9段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が600万円以上の人 (基準額×2)	116,800円

所得段階	対象者及び保険料の計算方法	保険料（年額）
		27～29年度
第1段階	・本人が生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者の人 ・世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者又は本人の課税年金収入額 と合計所得金額の合計が80万円以下の人(基準額×0.45)	31,200円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120万円以下で、第1段階対象者以外の人(基準額×0.75)	51,900円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、第1段階及び第2段階の対象者以外の人 (基準額×0.75)	51,900円
第4段階	世帯内に市町村民税課税の人がいるが、本人は市町村民税非課税で、課税年金収 入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人(基準額×0.9)	62,300円
第5段階	世帯内に市町村民税課税の人がいるが、本人は市町村民税非課税で、第4段階対 象者以外の人(基準額×1)	69,200円
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が125万円未満の人 (基準額×1.25)	86,500円
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の人 (基準額×1.3)	90,000円
第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が200万円以上400万円未満の人 (基準額×1.58)	109,400円
第9段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の人 (基準額×1.85)	128,100円
第10段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が600万円以上800万円未満の人 (基準額×2)	138,400円
第11段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人 (基準額×2.1)	145,400円
第12段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の人 (基準額×2.2)	152,300円

所得段階	対象者及び保険料の計算方法	保険料（年額）		
		30年度	令和元年度	令和2年度
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者の人</li> <li>世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者又は本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計から年金収入に係る所得を控除した額が80万円以下の人</li> </ul>	33,800円 (基準額×0.45)	28,200円 (基準額×0.376)	22,600円 (基準額×0.301)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計から年金収入に係る所得を控除した額が120万円以下で、第1段階対象者以外の人	56,200円 (基準額×0.75)	46,900円 (基準額×0.625)	37,500円 (基準額×0.5)
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、第1段階及び第2段階の対象者以外の人	56,200円 (基準額×0.75)	54,400円 (基準額×0.725)	52,500円 (基準額×0.7)
第4段階	世帯内に市町村民税課税の人がいるが、本人は市町村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計から年金収入に係る所得を控除した額が80万円以下の人 (基準額×0.9)	67,500円	67,500円	67,500円
第5段階	世帯内に市町村民税課税の人がいるが、本人は市町村民税非課税で、第4段階対象者以外の人 (基準額×1)	74,900円	74,900円	74,900円
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が125万円未満の人 (基準額×1.25)	93,700円	93,700円	93,700円
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の人 (基準額×1.3)	97,400円	97,400円	97,400円
第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が200万円以上400万円未満の人 (基準額×1.58)	118,400円	118,400円	118,400円
第9段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の人 (基準額×1.85)	138,600円	138,600円	138,600円
第10段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が600万円以上800万円未満の人 (基準額×2)	149,800円	149,800円	149,800円
第11段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人 (基準額×2.1)	157,300円	157,300円	157,300円
第12段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の人 (基準額×2.2)	164,800円	164,800円	164,800円

## (2) 賦課状況

所得段階区分	平成 29 年度 調 定 額 (円)			平成 29 年度末被保険者数 (人)		
	特別徴収	普通徴収	計	特別徴収	普通徴収	計
第 1 段階	889,064,100	233,644,300	1,122,708,400	27,109	9,042	36,151
第 2 段階	796,077,600	33,823,700	829,901,300	14,875	917	15,792
第 3 段階	705,337,700	37,012,700	742,350,400	12,967	1,067	14,034
第 4 段階	877,294,100	169,174,800	1,046,468,900	13,766	3,672	17,438
第 5 段階	1,057,010,400	31,224,200	1,088,234,600	14,886	770	15,656
第 6 段階	1,432,279,900	199,525,200	1,631,805,100	16,142	3,155	19,297
第 7 段階	1,570,179,700	142,919,000	1,713,098,700	16,939	2,286	19,225
第 8 段階	1,198,108,700	149,443,900	1,347,552,600	10,658	1,974	12,632
第 9 段階	289,714,600	42,205,800	331,920,400	2,196	445	2,641
第 10 段階	110,899,500	21,547,500	132,447,000	780	202	982
第 11 段階	69,306,200	14,342,200	83,648,400	464	135	599
第 12 段階	239,402,600	46,999,900	286,402,500	1,535	391	1,926
計	9,234,675,100	1,121,863,200	10,356,538,300	132,317	24,056	156,373

所得段階区分	平成 30 年度 調 定 額 (円)			平成 30 年度末被保険者数 (人)		
	特別徴収	普通徴収	計	特別徴収	普通徴収	計
第 1 段階	1,007,619,900	207,992,000	1,215,611,900	28,422	7,746	36,168
第 2 段階	903,650,400	34,690,800	938,341,200	15,589	907	16,496
第 3 段階	795,743,100	36,291,400	832,034,500	13,527	1,003	14,530
第 4 段階	954,255,600	157,110,800	1,111,366,400	13,842	3,301	17,143
第 5 段階	1,186,134,100	30,503,600	1,216,637,700	15,557	589	16,146
第 6 段階	1,669,702,500	196,563,600	1,866,266,100	17,459	2,938	20,397
第 7 段階	1,735,376,600	150,892,600	1,886,269,200	17,322	2,288	19,610
第 8 段階	1,353,007,600	159,223,200	1,512,230,800	11,134	2,011	13,145
第 9 段階	317,113,200	45,200,300	362,313,500	2,233	465	2,698
第 10 段階	125,833,000	24,228,900	150,061,900	826	224	1,050
第 11 段階	76,578,100	15,581,700	92,159,800	472	130	602
第 12 段階	251,990,700	51,134,100	303,124,800	1,500	401	1,901
計	10,377,004,800	1,109,413,000	11,486,417,800	137,883	22,003	159,886

所得段階区分	令和元年度調定額(円)			令和元年度末被保険者数(人)		
	特別徴収	普通徴収	計	特別徴収	普通徴収	計
第1段階	840,374,300	165,747,100	1,006,121,400	28,386	7,359	35,745
第2段階	789,889,600	25,854,500	815,744,100	16,369	829	17,198
第3段階	794,435,800	32,988,000	827,423,800	13,925	933	14,858
第4段階	947,274,500	156,341,000	1,103,615,500	13,757	3,241	16,998
第5段階	1,222,243,400	26,595,200	1,248,838,600	16,062	527	16,589
第6段階	1,759,502,000	200,934,500	1,960,436,500	18,412	2,975	21,387
第7段階	1,782,578,300	148,044,900	1,930,623,200	17,849	2,195	20,044
第8段階	1,389,939,600	173,513,700	1,563,453,300	11,473	2,167	13,640
第9段階	329,602,900	46,500,300	376,103,200	2,319	489	2,808
第10段階	126,539,100	26,363,100	152,902,200	823	222	1,045
第11段階	76,294,600	13,275,600	89,570,200	473	112	585
第12段階	262,298,000	54,858,000	317,156,000	1,556	416	1,972
計	10,320,972,100	1,071,015,900	11,391,988,000	141,404	21,465	162,869

### (3) 徴収時期等

- ① 特別徴収 年金支給月（偶数月で年6回）に年金保険者が徴収し、翌月10日までに納入する。
- ② 普通徴収 6月から翌年3月までの10期に分けて納付書又は口座振替で納付する。

### (4) 介護保険指導員

介護保険料の納付指導や収納等を行う介護保険指導員（嘱託）を配置

### (5) 収納状況

		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
収納額 (円)	特別徴収	8,615,344,900	8,938,014,400	9,234,675,100	10,377,004,800	10,320,972,100
	普通徴収	911,798,420	935,336,210	946,039,345	951,796,210	924,674,530
	合計	9,527,143,320	9,873,350,610	10,180,714,445	11,328,801,010	11,245,646,630
収納率 (%)	特別徴収	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	普通徴収	82.4	83.4	84.3	85.8	86.3
	合計	98.0	98.2	98.3	98.6	98.7



## 5 保険給付

要介護認定・要支援認定を受けた被保険者が利用した必要な介護（予防）サービスに対し保険給付を行う。

### (1) 在宅サービス

サービス区分	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
訪問介護	日	729,184	745,863	682,655	599,918	605,600
訪問入浴介護	日	16,126	14,217	14,618	12,463	11,051
訪問看護	日	103,064	117,687	133,542	145,434	156,905
訪問リハビリテーション	日	87,650	94,454	106,705	118,043	122,398
通所介護	日	1,022,412	761,928	682,822	637,040	641,374
通所リハビリテーション	日	443,175	462,467	472,388	474,443	511,770
短期入所生活介護	日	133,639	131,567	124,453	118,885	116,365
短期入所療養介護	日	14,941	13,244	13,090	13,550	14,387
特定施設入居者生活介護	件	5,036	5,255	5,415	5,333	5,985
居宅療養管理指導	日	100,635	117,711	140,115	163,331	184,194
福祉用具貸与	件	101,263	109,390	117,324	124,703	130,179
福祉用具購入費の支給	件	3,498	3,631	3,432	3,506	3,355
住宅改修費の支給	件	2,863	2,879	3,256	3,070	2,994
居宅介護支援	件	200,739	209,946	198,200	186,517	193,279
認知症対応型通所介護	日	61,458	62,707	54,977	51,729	42,436
認知症対応型共同生活介護	件	22,322	22,348	22,777	23,291	23,357
小規模多機能型居宅介護	件	6,046	6,384	6,924	6,863	6,912
地域密着型特定施設入居者生活介護	件	995	986	988	979	969
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	件	1,850	1,835	1,842	1,861	1,818
夜間対応型訪問介護	件	265	222	143	128	79
認知症対応型共同生活介護（短期利用）	件	1	2	11	5	12
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	件	1,874	2,891	3,609	4,492	5,105
看護小規模多機能型居宅介護	件	324	289	408	1,281	1,937
地域密着型通所介護	日		326,448	384,684	415,881	433,229

### (2) 施設サービス

(単位:件、人)

サービス区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
介護老人福祉施設 (1月平均入所者概数)	25,186 (2,099)	24,998 (2,083)	26,190 (2,183)	27,264 (2,272)	27,876 (2,323)
介護老人保健施設 (1月平均入所者概数)	15,801 (1,317)	15,907 (1,326)	15,741 (1,312)	15,596 (1,300)	15,919 (1,327)
介護療養型医療施設 (1月平均入院者概数)	3,611 (301)	3,361 (280)	2,539 (212)	1,557 (130)	1,166 (97)
介護医療院 (1月平均入院者概数)	—	—	—	11 (1)	792 (66)

### (3) 高額介護（予防）サービス費

自己負担が高額の人に対し、市町村民税の賦課の状況等によって定まる一定額を超える額を償還する。

区 分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
件 数 (件)	90,949	99,964	104,212	104,577	110,533
給 付 額 (円)	939,937,789	1,071,335,232	1,113,410,177	1,145,598,746	1,289,642,599

### (4) 高額医療合算介護（予防）サービス費

1年間の介護保険と医療保険における自己負担の合算額が著しく高額になる場合に、市町村民税の賦課の状況等によって定まる一定額を超える額を償還する。

区 分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
件 数 (件)	5,417	5,336	5,781	6,127	6,553
給 付 額 (円)	148,957,548	150,995,995	168,802,094	180,573,350	208,148,558

## 6 地域支援事業

### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業

(国 25%、県 12.5%、市 12.5%、支払基金 27%、介護保険料 23%、1,734,309 千円)

#### ① 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者や事業対象者（生活機能の低下がみられる人）を対象に、多様なニーズに対応した多様なサービスを提供し、高齢者の自立支援と介護予防を推進する。

サービス区分	単位	29年度	30年度	元年度
訪問型サービス	件	13,924	28,292	30,437
	円	230,014,067	467,030,962	465,629,946
通所型サービス	件	30,433	62,194	64,938
	円	467,619,072	969,059,214	959,798,054
介護予防ケアマネジメント	件	21,225	40,256	38,532
	円	95,955,309	177,119,887	169,217,866
高額介護サービス費相当	件	281	437	1,063
	円	663,611	1,233,845	5,018,980

#### ② 一般介護予防事業

ア シニア世代のヘルスプロモーション事業（主管課：保健予防課）

《事業内容》

高齢者に対して、介護予防や生活習慣病予防の観点から、集団に対する健康教育や、個別の健康相談を実施する。

※従来の「介護予防健康教育事業」と「高齢者健康相談事業」を統合

《事業実績》

介護予防健康教育

(単位：回、人)

年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
実施回数	1,447	1,472	1,365	1,333	1,264
参加延人員	28,787	30,188	25,962	25,398	23,708

高齢者健康相談

(単位：回、人)

年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
実施回数	619	566	573	564	527
参加延人員	9,280	8,479	8,886	8,744	7,673

イ 高齢者のしおり作成事業（主管課：長寿支援課）

《事業内容》

介護予防についての知識、保健福祉サービスに関する施策及び介護予防のポイントなどを掲載した冊子を作成する。

ウ お達者クラブ運営支援事業（主管課：保健予防課）

《事業内容》

高齢者を対象に、身近な公民館等で認知症予防を主体とした活動、運動やレクリエーションなどを行うことにより、閉じこもりを防止するとともに日常生活の自立を助け、介護を要する状態となることを予防する。

《実施状況》

（単位：箇所、回、人）

年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
実施か所数	234	238	231	227	221
回 数	5,546	5,635	5,488	5,406	4,801
実 人 員	4,716	4,607	4,459	4,513	3,978
延 人 員	78,237	78,100	74,600	70,673	61,739

エ 健康づくり推進員支援事業（主管課：保健予防課）

《事業内容》

介護予防のために実施するお達者クラブの運営等を通じて、市民参加による保健活動を推進するとともに、健康づくり推進員がひとり暮らしや閉じこもりがちな高齢者と交流を図り、高齢者の日常生活における動作の機能低下防止等を行うことで、助け合い支えあう地域づくりを推進する。

《実施状況》

- a 健康づくり推進員養成講座の実施
- b 鹿児島市健康づくり推進員協議会の育成
- c 健康づくり推進員研修会及び連絡会の開催

健康づくり推進員養成講座

（単位：回、人）

年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
回 数	4	4	4	4	4
実 人 員	39	42	39	25	45
延 人 員	152	164	149	90	177
修了人員	38	42	39	23	45

健康づくり推進員活動状況

（単位：回、人）

年 度		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
活動した推進員数		447	452	451	433	417
お達者クラブ に関する活動	お達者クラブでの活動回数	10,023	10,004	10,113	9,566	8,451
	事前準備等の活動回数	21,797	20,780	21,986	21,368	19,072
	参加呼びかけ（延人員）	12,172	11,215	12,877	10,173	13,984
	ボランティアの仲間づくり （延人員）	5,393	6,143	5,277	4,328	4,113
その他の保健活動回数		6,571	6,152	6,118	5,378	6,469

健康づくり推進員研修会・連絡会

（単位：回、人）

年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
回 数	112	81	82	83	96
参加者数	2,220	1,853	1,832	1,660	1,827

オ 高齢者料理教室支援事業（主管課：保健予防課）

《事業内容》

食生活改善推進員が実施する、高齢者を対象とする料理教室を支援することにより、対象者が低栄養状態に陥ることを予防する。

料理教室開催状況

（単位：回、人）

年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
回 数	298	275	278	257	218
参加者数	3,134	2,845	2,825	2,888	2,295

カ 心をつなぐともしびグループ活動推進事業（主管課：長寿支援課）【再掲：第3章 高齢者の福祉】

《事業内容》

地域において、声かけ等を行っているともしびグループの活動を支援する。

キ 高齢者いきいきポイント推進事業（主管課：長寿あんしん課）

《事業内容》

高齢者が介護保険施設等で行うボランティア活動や健康診査の受診に対して換金等が可能なポイントを付与することで、高齢者の生きがいをづくりや介護予防を推進する。

《実施状況》

（単位：人）

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
いきいき高齢者登録者数	1,122	1,198	1,250	1,279	1,338

ク 地域で介護予防を展開するための連携推進事業（主管課：保健予防課）

《事業内容》

よかよか元気クラブ（住民主体の通いの場）の普及・拡大

介護予防のうねりを起こす会の開催

らくらく体操及び鹿児島よかよか体操講習会の開催

よかよか元気クラブサポーター研修会（8回 269人）

《実施状況》

年 度		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
うねりを起こす会	開催回数	3	2	2	2	2
	参加延人数	108	67	66	67	67
らくらく体操及び鹿児島よかよか体操講習会	開催回数	2	1	1	1	1
	参加延人数(再掲)	998	618	242	430	403
よかよか元気クラブ	実施か所数			55	79	134

ケ 地域リハビリテーション活動支援事業（主管課：保健予防課）

《事業内容》

よかよか元気クラブ等へリハビリ専門職等を派遣し、介護予防の取組を総合的に支援する。

《実施か所数》 417か所

コ 介護予防把握事業（主管課：長寿あんしん課）（平成30年度開始）

《事業内容》

アンケート調査により、閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者を把握するとともに、介護予防活動への参加を促進する。

《実施状況》

年 度	30 年度	元年度
調査票発送数	13,083 件	14,325 件
回 収 数	11,068 件	11,215 件
回 収 率	84.6%	78.3%
結果通知数	10,660 件	10,628 件

サ 一般介護予防(口腔・栄養・運動)複合教室事業(主管課:保健予防課)(平成30年度開始)

《事業内容》

高齢者の疾病予防・介護予防等を推進するため、口腔機能向上・栄養改善・運動器機能向上を一体化した複合型教室を実施する。

年 度	30 年度	元年度
実施箇所数	2 箇所	3 箇所
実 人 数	33 人	25 人
延 人 数	108 人	78 人

(2) 包括的支援事業(国 38.5%、県 19.25%、市 19.25%、介護保険料 23%、704,493 千円)

① 地域包括支援センター運営事業(主管課:長寿あんしん課)

《事業内容》

高齢者の介護予防及び自立支援のため、地域包括支援センターにおいて、保健師等が総合相談支援業務等を行う。

《実施状況》

(単位:件、回)

区 分		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
介護予防ケア マネジメント業 務	介護予防相談関係	7,787	8,311	8,443	9,771	7,593
	第1号介護予防支援 関係	—	—	2,459	4,217	3,855
	元気づくり高齢者ア セスメント等回数	26,094	27,563	—	—	—
	指定介護予防支援関 係	136,098	139,075	149,325	158,866	161,994
	第1号介護予防支援事業ケアプラン 作成数	—	—	24,952	40,857	38,721
	元気づくり高齢者介護予防ケアプラン 作成数	1,348	1,322	—	—	—
総合相談支援 業務	高齢者福祉関係	6,008	7,109	7,262	8,288	8,352
	介護保険関係	21,567	26,177	31,560	35,004	33,704
	保健、医療関係	4,522	8,543	9,627	11,887	12,257
	その他	9,196	12,331	13,107	16,833	16,580
権利擁護業務	権利擁護相談等	2,616	3,311	3,251	5,085	4,793
包括的・継続的 ケアマネジメント 支援業務	地域の介護支援専門員等への相談支 援(再掲)	6,976	9,536	11,044	12,643	12,420
	地域ケア会議開催回数	145	173	166	253	189
	ケースカンファレンス開催回数(再掲)	49	46	52	69	35
	事例研究会・勉強会開催回数	106	134	128	210	256
	居宅介護支援事業所等開催会議への 出席回数	224	149	176	277	302

《元年度 センターごとの実施状況》

(単位：件、回)

区 分			中央	上町	鴨池北	鴨池南	城西	武・田上	谷山北	谷山中央	谷山南
介護予防ケアマネジメント業務	介護予防相談等	介護予防相談関係	336	325	396	959	545	1,032	780	451	634
		第1号介護予防支援関係	157	287	182	170	141	275	646	468	164
		指定介護予防支援関係	8,174	8,638	11,750	12,854	13,243	12,013	15,993	15,594	10,123
	第1号介護予防支援事業ケアプラン作成数		2,104	2,381	3,072	3,331	3,206	3,447	2,695	2,996	2,338
総合相談支援業務	高齢者福祉関係		736	314	362	846	320	683	489	798	583
	介護保険関係		1,576	1,630	1,698	3,070	2,963	3,700	2,425	2,855	2,065
	保健、医療関係		845	710	829	814	494	1,024	930	1,508	749
	その他		1,158	911	1,265	760	886	1,449	1,012	1,695	1,735
権利擁護業務	権利擁護相談等		412	375	249	903	455	231	256	441	293
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	地域の介護支援専門員等への相談支援(再掲)		644	794	626	986	737	1,201	1,075	1,439	530
	地域ケア会議開催回数		10	9	10	17	19	11	8	13	11
	ケースカンファレンス開催回数(再掲)		3	1	1	4	7	4	2	3	3
	事例研究会・勉強会開催回数		10	6	10	18	5	10	7	22	7
	居宅介護支援事業所等開催会議への出席回数		9	14	13	9	21	19	14	36	17

区 分			伊敷台	西伊敷	吉野	桜島	吉田	郡山	松元	喜入	本部
介護予防ケアマネジメント業務	介護予防相談等	介護予防相談関係	164	420	776	79	249	85	122	232	8
		第1号介護予防支援関係	111	151	216	10	542	0	244	91	0
		指定介護予防支援関係	8,559	12,027	15,036	1,958	4,539	2,865	4,520	4,108	0
	第1号介護予防支援事業ケアプラン作成数		2,659	2,898	4,155	130	1,277	584	812	636	0
総合相談支援業務	高齢者福祉関係		508	664	628	189	239	127	382	478	6
	介護保険関係		2,392	2,527	3,102	496	602	772	735	1,042	54
	保健、医療関係		746	554	1,046	403	413	282	457	412	41
	その他		867	1,894	1,344	157	340	129	555	375	48
権利擁護業務	権利擁護相談等		187	209	341	77	79	60	89	133	3
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	地域の介護支援専門員等への相談支援(再掲)		600	1,026	1,097	264	291	243	289	570	8
	地域ケア会議開催回数		10	7	7	9	7	8	8	9	16
	ケースカンファレンス開催回数(再掲)		1	1	1	1	1	1	0	1	0
	事例研究会・勉強会開催回数		10	10	5	6	6	3	6	10	105
	居宅介護支援事業所等開催会議への出席回数		10	8	11	4	8	5	13	18	73

② 認知症オレンジプラン推進事業（主管課：長寿あんしん課）

《事業内容》

認知症の人が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、国の示した「認知症施策推進総合戦（新オレンジプラン）」に基づく各種取組を実施する。

《事業実績》

ア 認知症地域支援推進員及び嘱託医の配置

a 地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図るための取組

市民向け講演会の開催（講師：嘱託医） 令和元年9月25日（水） 112人参加

b 病院・介護保険施設等での認知症対応力向上を図るための支援事業（助言者：嘱託医）

事例検討会 1回実施（グループホーム1件）

c 認知症ケアに携わる多職種協働のための研修事業（講師：嘱託医）

多職種協働研修会 令和2年2月17日（月） 182人参加

イ 認知症介護の電話相談の設置

（単位：件）

	28年度	29年度	30年度	元年度
月・木（市委託分）相談件数	64	62	73	55

③ 認知症初期集中支援推進事業（主管課：長寿あんしん課）

《事業内容》

認知症の人が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センターに配置し、早期診断・対応に向けた支援を行う。

《事業実績》

（単位：人）

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
訪問支援対象者	11	43	49	58	60

④ 生活支援体制整備事業（主管課：長寿あんしん課）

《事業内容》

生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに配置し、介護予防・生活支援サービス事業者協議会を開催するとともに、センター職員と連携しながら生活支援の担い手の養成を行う。

《事業実績》

（単位：人）

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
生活支援コーディネーターの配置	1	3	4	4	4

⑤ 在宅医療と介護の連携推進事業（主管課：長寿あんしん課）

《事業内容》

地域包括ケアシステムを構築するため、「在宅医療・介護の連携推進協議会」を開催し、本市における在宅医療と介護の連携を推進する。

《実施状況》

ア 協議会の開催

イ 在宅医療・介護の従事者向け研修会の開催（第1回）令和元年8月23日（金） 112人参加

（第2回）令和元年11月1日（金） 55人参加

ウ 市民向け講演会の開催 令和元年10月26日（土） 72人参加

(3) 任意事業（国 38.5%、県 19.25%、市 19.25%、介護保険料 23%、43,321千円）

① 介護給付適正化事業（主管課：介護保険課）

《事業内容》 利用者に適切なサービスを提供できる環境整備を図るために、ケアプランチェック、給付実績の通知、講演会の開催等を行う。

《事業実績》

(単位：回、事業所、件)

		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
ケアプランチェック	検討会開催回数	11	11	11	11	10
	指導事業所数	46	44	46	47	48
給付実績の通知 (年2回)	送付件数	45,987	47,594	47,236	22,422	23,358
講演会の開催 (年1回)	参加事業所数	397	529	445	423	441

※ 給付実績の通知については、30年度から年1回に変更

② 家族介護講習会等開催事業（主管課：長寿支援課）【再掲：第3章 高齢者の福祉】

《事業内容》

介護を行っている者等を対象に家族介護講習会や家族介護交流会を実施する。

③ 家族介護慰労金支給事業（主管課：長寿支援課）【再掲：第3章 高齢者の福祉】

《事業内容》

家族介護を継続して支援するため、介護慰労金を支給する。

④ 徘徊高齢者家族支援サービス事業（主管課：長寿支援課）【再掲：第3章 高齢者の福祉】

《事業内容》

認知症高齢者が徘徊した場合に早期に発見できるシステムを活用し、家族が安心して介護できる環境を整備する。

⑤ 成年後見制度利用支援事業（主管課：長寿支援課）

《事業内容》

身寄りのない認知症高齢者等のため、審判の申立てのほか、後見人等報酬の助成、制度の広報・普及活動等を行う。

《事業実績》

(単位：件)

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
申立件数	11	37	23	26	24

⑥ 住宅改修支援事業（主管課：介護保険課）

《事業内容》

住宅改修費の申請書に添付する理由書の作成業務について支援を行う。

《事業実績》

(単位：件、円)

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
支給件数	309	252	302	196	137
支給額	618,000	504,000	604,000	392,000	274,000

⑦ 住宅改修指導事業（主管課：長寿支援課）【再掲：第3章 高齢者の福祉】

《事業内容》

高齢者等の在宅での生活を支援するため、要介護高齢者世帯等へ、身体状況等を踏まえた住宅改修の相談に応じ、アドバイスを行うリフォームヘルパーを派遣する。

⑧ 高齢者住宅生活援助員派遣事業（主管課：長寿支援課）

《事業内容》

市営住宅及び県営住宅のシルバーハウジングに、社会福祉法人から生活援助員を派遣し、入居者の在宅生活を支援する。

《事業実績》

(単位：箇所、戸)

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
施設数	5	6	6	6	6
戸数	127	153	153	153	153



⑨ 介護相談員派遣事業（主管課：介護保険課）

《事業内容》

介護相談員が介護サービスの提供の場を訪問し、サービス利用者、家族等の話を聞き、利用者等の疑問や不満・不安等の解消を図り、介護サービスの質的な向上を図る。

《事業実績》

（単位：箇所）

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
実施箇所	243	240	239	259	237

⑩ 認知症オレンジサポーター養成事業（主管課：長寿あんしん課）

《事業内容》

認知症の人や家族を支援するため、認知症サポーター及び認知症等見守りメイトを養成するとともに、認知症介護教室を実施する。

《実施状況》

認知症サポーター養成講座

（単位：回、人）

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
実施回数	139	134	105	132	128
養成者数	4,963	4,391	3,280	4,130	4,939

認知症等見守りメイト登録者数

（単位：人）

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
累計登録者数	389	484	586	638	700

認知症介護教室

（単位：回、人）

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
実施回数	2	2	2	2	2
参加者数	77	91	78	95	77

## 7 低所得者対策

低所得者が介護サービスを利用しやすくするため、また、生活困窮者の救済のため、介護保険料の減額や利用者負担額の軽減を行う。

### (1) 介護保険料の減額

所得段階が第2段階から第5段階で、収入や資産の状況が生活保護基準以下と認められる者の介護保険料を、申請により第1段階相当額に減額する。

### (2) 介護保険施設入所者に係る減額

介護保険施設入所者（ショートステイを含む。）の食費・居住費（滞在費）を低所得者に対し減額する。

（毎年3月末現在）（単位：人）

区 分（利用者負担段階）		29年度		30年度		元年度	
		食 費	居住費 (滞在費)	食 費	居住費 (滞在費)	食 費	居住費 (滞在費)
第1段階	高齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税者または生活保護受給者	331	333	322	328	338	345
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税であって合計所得金額と課税年金収入額＋非課税年金収入額の合計額が80万円以下の者	1,272	1,273	1,237	1,233	1,185	1,179
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税であって利用者負担段階第2段階以外の者	3,067	3,065	3,208	3,206	3,318	3,318

**(3) 介護老人福祉施設の旧措置入所者に係る減額**

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に平成12年3月31日以前に入所している者のうち、低所得者に対し、利用料及び食費・居住費の減額等を行う。

① 利用者負担 (毎年3月末現在) (単位：人)

区 分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
免 除	0	1	1	1	1
減 額	9	8	5	3	2

② 介護老人福祉施設の旧措置入所者に係る食費・居住費の減額 (毎年3月末現在) (単位：人)

区 分 (利用者負担段階)		29年度		30年度		元年度	
		食 費	居住費 (滞在費)	食 費	居住費 (滞在費)	食 費	居住費 (滞在費)
第1段階	高齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税者または生活保護受給者	0	6	0	4	0	3
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税であって合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の者	15	9	10	6	8	5
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税であって利用者負担段階第2段階以外の者	5	5	3	3	1	1

**(4) 障害者利用者支援措置 (県3/4市1/4、5千円)**

障害者施策によるホームヘルプサービスを境界層該当として負担額のなかった者が、介護保険の訪問介護等を利用した場合、利用者負担額を全額免除する。

(単位：人、円)

区 分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
認定証発行者数	0	0	0	0	0
軽 減 額	0	0	0	0	0

**(5) 訪問介護等利用者負担助成 (市単独、4,481千円)**

65歳到達前に市の障害福祉サービスを利用していた者等が介護保険の訪問介護等を利用した場合、利用者負担額の1/2を助成する。

(単位：人、円)

区 分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
認定証発行者数	172	169	159	171	179
軽 減 額	4,360,551	3,990,118	3,656,200	4,456,745	4,109,736

**(6) 社会福祉法人等による軽減に対する補助 (県3/4市1/4、5,712千円)**

社会福祉法人等が市の認定した低所得者（市町村民税非課税世帯で一定要件を満たす者）に対して利用者負担額を軽減した場合、その社会福祉法人等に対して補助を行う。

(単位：人、円)

区 分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
確認証発行者数	178	195	176	173	182
補 助 額	3,854,278	4,074,756	3,860,869	3,641,200	3,755,179

**(7) 中山間地域等における利用者負担額軽減** (県 3/4 市 1/4、30 千円)

中山間地域等の小規模事業所加算対象事業所(社会福祉法人等)が、市の認定した低所得者(市町村民税本人非課税の者)に対して、訪問介護サービスの利用者負担額を軽減した場合、その事業所に対して補助を行う。

(単位:人、円)

区 分	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
確認証発行者数	13	9	13	14	17
補 助 額	13,372	11,952	11,321	12,885	12,316

**(8) 訪問サービス等利用者負担助成** (市単独、733 千円)

市の認定した低所得者(市町村民税非課税世帯で一定要件を満たす者)が、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護及び福祉用具貸与のサービス(以上、介護予防を含む。)を利用した場合、利用者負担額を助成する。

(単位:人、円)

区 分	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
認定証発行者数	35	42	36	25	29
助 成 額	668,320	714,405	573,657	314,189	218,465

## 8 介護保険相談員の設置

**介護保険相談員設置事業** (市単独、14,089 千円)

介護保険相談員を介護保険課並びに谷山、伊敷及び吉野の各支所の福祉担当窓口を設置し、介護保険や関連する保健、医療及び福祉に係る相談に応じる。

(単位:件)

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
相 談 件 数	13,939	11,437	11,857	12,015	12,784

## 第2章 後期高齢者医療

### 1 後期高齢者医療制度 (平成20年4月)

#### 《目的》

国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の推進を図る。

#### 《被保険者》

75歳以上の者及び65歳から74歳で一定の障害があり、広域連合の認定を受けた者。

#### 《運営主体》

都道府県単位ですべての市町村が加入する広域連合（鹿児島県後期高齢者医療広域連合）

#### 《医療の給付》

現物給付 保険医療機関で受けた入院、外来、訪問看護など

現金給付 一般診療、治療用装具、はり・きゅう、高額療養費など

#### 《自己負担割合及び自己負担限度額》

自己負担割合	所得区分		外来のみ (個人単位)	入院+外来 (世帯単位)
3割	現役並み 所得者	課税所得 690 万円以上(Ⅲ)	252,600 円+ (医療費-842,000 円) × 1% 円 (140,100 円) ※3	
		課税所得 380 万円以上(Ⅱ)	167,400 円+ (医療費-558,000 円) × 1% 円 (93,000 円) ※3	
		課税所得 145 万円以上(Ⅰ)	80,100 円+ (医療費-267,000 円) × 1% 円 (44,400 円) ※3	
1割	一般		18,000 円 (144,000 円) ※2	57,600 円 (44,400 円) ※1
	低所得者Ⅱ		8,000 円 (144,000 円) ※2	24,600 円
	低所得者Ⅰ			15,000 円

※1 過去12ヶ月間に3回以上高額療養費（世帯単位）の支給があった場合の4回目以降の限度額

※2 年間上限額（8月から翌年7月までが対象）

※3 過去12ヶ月間に3回以上高額療養費の支給があった場合の4回目以降の限度額

#### 《入院時食事代の標準負担額》

所得区分		1食当たり
現役並み所得者、一般		460 円 ※2
低所得者Ⅱ	90日までの入院	210 円
	90日を超える入院 ※1	160 円
低所得者Ⅰ		100 円

※1 長期入院は申請月から過去12か月のうち低所得者Ⅱの認定を受ける入院日数が91日以上の方

※2 国が指定する難病患者等の負担額は260円

#### 《保険料》

保険料は県内一律で、広域連合が決定し、市町村が徴収する。

保険料（年額）＝均等割額（55,100円）＋所得割額〔（前年の総所得金額等－基礎控除額33万円）×所得割率（10.38%）〕

#### 《保険料の軽減》

一定の所得以下の方は均等割額が軽減される。

#### 《保険料の徴収》

- ① 特別徴収 年金額年額18万円以上の方は年金から原則として天引きされる。
- ② 普通徴収 7月から翌年3月までの9期に分けて納付書又は口座振替で納付する。

## 2 後期高齢者長寿健診事業（平成20年4月、国、広域連合、市で費用負担146,751千円）

#### 《目的》

後期高齢者医療制度の被保険者を対象に糖尿病や高血圧性疾患などの生活習慣病等を早期発見するために「長寿健康診査」を行う。

#### 《対象者》

本市の後期高齢者医療制度の被保険者

#### 《実施方法》

- ① 集団健診（市内の小・中学校・公民館等）
- ② 個別健診（市内の医療機関）

## 3 後期高齢者保健事業（平成20年度、広域連合、市で費用負担99,062千円）

### (1) はり・きゅう施設利用補助

#### 《目的》

鹿児島市指定の療院で、はり・きゅうの治療を受ける場合に補助する。

#### 《対象者》

本市の後期高齢者医療制度の被保険者

#### 《補助額》

1回につき1,100円（1年度60回までとし利用券を交付、申請月により回数は異なる。）

### (2) 人間ドック、脳ドック利用に対する補助

#### 《目的》

鹿児島市指定の医療機関で人間ドック、脳ドックを受ける場合に補助する。

#### 《対象者》

本市の後期高齢者医療制度の被保険者（前年度の受診者を除く。）

#### 《補助額》

検査費用の半額（消費税は自己負担。上限2万円）